

○厚生労働省令第七十七号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十三条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(積立不足に伴い拠出すべき掛金の額)  
第五十八条 法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次条第一項前段の規定により翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率(積立金の額の最低積立基準額(法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額)(当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。))とする。以下この条及び第六十二条において同じ。)に対する比率をいう。以下この項及び次条において同じ。)の区分に応じて同表の下欄に定める額

(表略)

改正前

(積立不足に伴い拠出すべき掛金の額)  
第五十八条 法第六十三条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次条の規定により翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額と、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額(法第五十八条第二項及び法第六十二条に規定する場合に当該事業年度の末日までを計算基準日として掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額に相当する額)(当該再計算に係る給付を法第六十条第三項に規定する給付として同項の規定の例により計算した額をいう。))とする。以下この項及び第六十二条において同じ。)を控除した額に、第一号の額以上第二号の額以下の範囲内で規約で定める額を合算した額から翌事業年度における積立金の増加見込額を控除した額(積立金の額が減少することが見込まれる場合)にあっては積立金の減少見込額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該事業年度の末日における積立比率(積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下この項及び次条において同じ。)の区分に応じて同表の下欄に定める額

(表略)

二 (略)

2 前項の規定は、次条第一項前段の規定により翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合について準用する。この場合において、前項中「翌事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、「積立金の額」とあるのは「積立金の額から当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額を控除した額に翌事業年度における積立金の増加見込額を加算した額（積立金の額が減少することが見込まれる場合にあつては積立金の減少見込額を控除した額）」と、「この項及び次条」とあるのは「この項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(積立不足に伴う掛金の拠出方法)

第五十九条 法第六十三条の規定による掛金の拠出は、翌事業年度又は翌々事業年度の掛金の額に追加してすることとする。この場合において、事業主は、規約で定めるところにより、翌事業年度の掛金の額に追加して拠出するときは前条第一項の規定に基づき規約で定める額を、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出するときは同条第二項の規定に基づき規約で定める額を、掛金の額に追加して拠出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項において準用する同条第一項第二号の額が零以下である場合及び当該事業年度の末日における積立比率が〇・九以上であつて、かつ、当該事業年度の前三事業年度のうち少なくとも二事業年度の積立比率が一・〇以上である場合にあつては、前項の規約で定める額を拠出しないものとすることができる。

附則

(積立不足に伴う掛金の拠出についての経過措置)  
第二条 (略)

二 (略)

(新設)

2 (略)

(積立不足に伴う掛金の拠出方法)

第五十九条 事業主は、前条の規定に基づき算定した額が零を上回る場合にあつては、規約で定めるところにより、当該上回る額を、掛金として翌事業年度又は翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率が〇・九以上であつて、かつ、当該事業年度の前三事業年度のうち少なくとも二事業年度の積立比率が一・〇以上である場合にあつては、前項の当該上回る額を拠出しないものとするすることができる。

附則

(積立不足に伴う掛金の拠出についての経過措置)  
第二条 (略)

2 事業年度の末日が平成三十二年三月三十日までの間、第五十九条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率（第五十八条第一項第一号に定める積立比率をいう。以下この項において同じ。）が次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の中欄に掲げる率以上であつて、かつ、当該事業年度の前三事業年度の末日における積立比率が同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率以上である事業年度が二以上ある場合にあつては、第五十九条第一項の規定で定める額を抛出ししないものとすることができる。

2 事業年度の末日が平成三十二年三月三十日までの間、第五十九条の規定にかかわらず、当該事業年度の末日における積立比率（第五十八条第一項第一号に定める積立比率をいう。以下この項において同じ。）が次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の中欄に掲げる率以上であつて、かつ、当該事業年度の前三事業年度の末日における積立比率が同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率以上である事業年度が二以上ある場合にあつては、第五十九条第一項の規定で定める額を抛出ししないものとすることができる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日以前に終了する事業年度に係る決算において確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十三条の規定により掛金を拠出する場合における当該掛金の額については、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則第五十八条及び第五十九条の規定にかかわらず、この省令による改正前の確定給付企業年金法施行規則第五十八条及び第五十九条の規定の例によることができる。